



ふくしまオーガニック通信

～オーガニック・ランドふくしまをつくろう～

No. 24-1

平成24年5月29日

農業総合センター有機農業推進室

<http://www4.pref.fukushima.jp/nougyou-centre/>

TEL (024) 958-1711

福島の復興再生に向けて種をまこう！！

～オーガニックふくしま安達がEarthDayTokyo2012へ参加～

農業総合センター有機農業推進室



「Earth Day Tokyo 2012」でのオーガニックふくしま安達出店風景

安達地方の有機農業者で組織される「オーガニックふくしま安達」の農業者たちが、去る4月21日（土）～22日（日）の2日間、東京の代々木公園内で開催された「Earth Day Tokyo 2012」に参加しました。

会員農業者の皆さんは、農産物販売のみならず、消費者との交流活動の一環として来場した人たちと一緒に棉の種蒔きを行いました。本年度作付けするのは、会津地方で従来から作付けされている「会津木綿」です。

来場した人たちは、店頭で展示したサンプルの綿花に関心を持たれ、種蒔きに参加されました。

当日は、セルトレイと育苗培土を会場に持参し、オーガニックふくしま安達が取組みを連携している、福島市内の木綿取扱業者や都内の染織業者、有機農業推進室の指導を受けながら、消費者と一緒に種蒔き作業を行いました。

種蒔きは、オーガニックふくしま安達の会員が丁寧に教えながら行われました。

特に小さな子供たちが、種まきをやってみたいという希望も多く、保護者の方と一緒に小さな手で棉の種を持ち、一粒ずつゆっくりと種を蒔いていました。

また大人の方々でも、自分たちが着ている服の材料になる棉がどのように育てられているのか初めて知ったという来場者も多く、関心の高さが伺えました。種蒔きを行った人たちへは、オーガニックふくしま安達の農業者から、今後の生育の経過をHPで公開することや、春の畑への定植作業、秋の綿花収穫体験への参加誘導を行っていました。

このほか、干し柿やゆずを材料とした地ビールや、昨年から栽培を開始した有機日本ホウレンソウの販売も行い、結果は大盛況でした。

オーガニックふくしま安達では、様々な会を通じて今回のような消費者との交流活動を積極的に展開し、福島の有機農産物のPRや福島の農業の現状を首都圏をはじめとした消費者の方々へ情報発信していくこととしております。



お客様（来場者）との交流風景



棉の種蒔き体験風景



店頭の商品陳列風景（向かって左端が地ビール）

福島県有機農業ネットワーク主催
福島視察・全国集会 ～農業から復興の光が見える！

農業総合センター有機農業推進室



「福島視察・全国集会」パネルディスカッション

去る3月24日（土）～25日（日）の2日間、郡山市熱海町のホテル華の湯において、福島県有機農業ネットワーク主催、福島県後援による「福島視察・全国集会」が行われました。当日は県内外から約400名の方々が参加されました。

この集まりは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に放出された放射性物質のため発生した、県内有機農業者の不安や県産有機農産物への風評被害を払拭し、農業者だけでなく消費者にも、放射性物質に対する正しい知識を持っていただくよう開催されました。

一日目は、福島大学経営経済学類・小山良太准教授による「福島県内の放射性物質による土壌汚染の実態とその対策」、秋田大学・滝澤行雄名誉教授による「食品の安全性に影響を及ぼす化学物質と放射性物質について」と題して、講演をいただきました。

小山先生からは、県内における放射性物質による汚染実態とそれに対する対策についての取り組み事例や、今後の継続的な対策を国全体で行っていかなくてはならないとのご講演をいただきました。滝澤先生からは、食品の安全性に影響を及ぼす、放射性物質を含めた化学物質全体について、国がこれまで行ってきた研究成果や調査実態、それらの化学物質等が人体に及ぼす影響について、食品の安全性を確立するための対策を含めて、わかりやすいお話をいただきました。

パネルディスカッションでは先述の滝澤先生に加え、消費者組織代表として生活クラブふくしま生活協同組合理事長の天津山ひろみ氏、農業者代表として株式会社ジェイラップ代表取締役伊藤俊彦氏や主催者（県有機農業ネットワーク）代表の菅野正寿氏による意見交換が行われました。

消費者代表の天津山氏からは、原発事故以降に現れている消費者の農産物に対する反応や購買動向について、農業者側からは農産物への放射性物質の吸収軽減対策の取組みやその効果、独自の検査体制を確立することによる消費者へのPR等の取組みについて話されました。

特に株式会社ジェイラップの伊藤代表からは、すべてのほ場の土壌分析を行い、その汚染度合いに応じた放射性物質吸収軽減対策の効果に対しては会場から質問が相次ぎ、参加した農業者や消費者の理解を深めることにつながりました。

このあと、参加した県内外の農業者や消費者からの意見交換があり、最後は茨城大学農学部の中島紀一教授（当時）の総括があり終了しました。

二日目は現地研修として、飯舘村～南相馬市コース、福島市～二本松市コースでのそれぞれの現地研修を行いました。飯舘村～南相馬市コースでは、飯舘村内の農業者の事故以降一年間の経過や役場の今後の復興計画について、また、南相馬市内では水田でのナタネ栽培の現地ほ場を視察しました。ナタネ等の油脂作物では、搾油へ放射性物質が移行しないことが研究成果として得られており、新たな可能性を模索する農家の取組みが説明されました。

福島市～二本松市コースでは、福島市内の果樹農家での樹体除染作業、二本松市東和地区内での水田土壌反転作業の実演を視察しました。実際に行われている農地等の除染作業の実態を、県外からの参加者は真剣に見ていました。



福島市内果樹園での除染作業



二本松市東和 水田での土壌反転作業



南相馬市原町区 ナタネ播種ほ場

(1) 「喜多方ゆうきの和」の定期総会開催！

5月13日(日)、喜多方市において、組織会員や関係機関等21名が参加し、平成24年度定期総会が開催されました。

本会は、喜多方地域における有機栽培者の連携と消費者との交流の促進を図り、有機農業の振興と担い手の活性化を目的に、平成22年7月に設立しました。

渡部代表から、「昨年は、これまでに経験したことのない大災害が発生し、私たち有機農業者にとっても不安が多かった年となりましたが、会員一丸となって乗り切ることが出来ました。」と、あいさつがありました。

昨年は、東日本大震災後の原発事故に伴う農産物への風評が心配される中であって、契約先である野菜専門店“株式会社ヴェルジェ”（東京都本社）に対し、順調に出荷することができ、前年を上回る実績を残し、大きな自信と成果を得ることが出来ました。

今年は、こうした中で正に真価が問われる年で、有機農業を通じて、今以上に生産者と消費者との交流を盛んに行い、さらに検査体制を充実し安全・安心な農産物を作って届けることを再確認しました。

総会後の情報交換会では、県と市の担当者から、食品衛生法上の新基準と農産物等食品の出荷管理についての説明を行い、平成24年度の農産物の検査体制や栽培・出荷上の注意点の確認を行いました。

最後に、「喜多方ゆうきの和」では、新規会員とさらに会員宅で学ぶ研修生4名が加わり、新たな仲間が増えたことで、大きな励みになりそうです。



「喜多方ゆうきの和」定期総会

(2) 先進地視察研修会開催！「磐梯町有機農産物を育てる会」

「磐梯町有機農産物を育てる会」は、3月22日(木)に視察研修を開催し、会員（有機農業者、JA、町、商工会等）11名が参加しました。

本会は、磐梯町の有機農業の推進拡大を図ることを目的に、平成23年1月に設立しました。

今回の研修地は、「NPO法人ゆうきの里東和ふるさと協議会」（二本松市：旧東和町）で、その活動内容について菅野理事より、農産物の生産・加工・販売事業について、それぞれの生産現場で説明をいただきました。

まず、生産部門については、地元の畜産農家と連携し、牛糞をベースに食品残渣（野菜・魚・おから等14種）を発酵、熟成させた堆肥で土作りを行い農産物の生産を行っていること。また、加工部門では、桑・イチジク・エゴマ等の地域資源を活用した遊休桑園解消と生産体制を確立し、二本松市東和活性化センター加工室を利用した桑の実ジャム、各種漬け物、アイス等の特産品開発。また、地元企業との農商工連携を進め、桑パンをはじめとしたお菓子類や桑の実をベースにした健康飲料開発を行っていること。

さらに販売部門については、平成17年から「道の駅」及び「活性化センター」の指定管理者として管理運営を行い、施設内直売所での特産加工品や野菜を中心とした農産物の販売、地元食材を中心にメニューを提供していることなど、具体的な説明に参加者は熱心にメモを取っていました。

研修会終了後は、「道の駅ばんだい」の活性化センターにおいて、今回の研修を振り返

りながら、磐梯町における有機農業の推進に向けて、それぞれの立場から意見交換を行いました。このことは、今後の会活動に大いに活かされそうです。



菅野理事から協議会の活動紹介



堆肥（商品名：げんき）作りの現場

環境保全型農業直接支援対策について

環境保全農業課

環境保全型農業を推進するため、国は「環境保全型農業直接支援対策」を平成23年度よりスタートさせました。これは、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援するもので、「エコファーマーが更に高度な環境負荷軽減技術に取り組む活動」の他、有機農業も対象としていますので、ここでその概要を紹介します。

- 1 対象者 農業者、法人、農業者グループ等
- 2 対象農地 農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- 3 対象作物 「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定められた作物ほか
- 4 対象活動（実施要領より）
 - (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動（以下、「5割低減の取組」という。）とカバークロープを組み合わせた取組
 - (2) 5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組
 - (3) 5割低減の取組と草生栽培を組み合わせた取組
 - (4) 5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
 - (5) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組
- 5 支援単価 8,000円／10a（上限）（国・県・市町村交付額の合計で予算の範囲内）
- 6 有機農業者が取り組む場合の特例措置 エコファーマー認定が前提となる制度ですが、認定に代えてこの制度用の計画書を提出することで、特例措置を受ける（制度の対象となる）ことが出来ます。
- 7 申請方法・期限 「実施計画書兼確認依頼書」及び「交付申請書」等を6月末日（平成24年度は7月2日）までに、取組を行う農地のある市町村へ提出してください。様式は農林水産省のホームページに掲載されているほか、市町村や福島県農林事務所（農業普及所）にお問い合わせください。
- 8 留意事項 取組の実施については、市町村が同制度に取り組む（予算措置をする）ことが前提となりますので、書類作成前に必ず提出先の市町村へ確認されるようお願いいたします。